

浜松市教育委員会会議次第

平成30年5月24日(木)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(石田委員、渥美委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

【意見聴取案件】

第28号議案 ※非公開案件

(2) 報 告

ア 平成30年度浜松市奨学生の選考結果について (教育総務課)

イ 平成30年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について
(教育総務課)

ウ 平成29年度における学校施設等の被害状況について
(教育施設課、幼児教育・保育課)

エ 平成29年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について (教職員課)

オ 平成31年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について (教職員課)

カ 平成29年度問題行動、不登校及びいじめの実態について (指導課)

キ 平成29年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について
(健康安全課、幼児教育・保育課)

ク 平成29年度通学路整備要望調査について
(健康安全課、幼児教育・保育課)

6 閉 会

平成30年度浜松市奨学生の選考結果について

教育総務課

1 事業の目的

- ・経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に学資を貸与し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するとともに、優秀な人材の育成に資する。

2 選考までの経緯

(1) 申請受付期間 (浜松市奨学金貸与条例施行規則第2条)

- ・平成30年4月2日(月)～4月13日(金)

(2) 選考方法 (浜松市奨学金貸与条例第6条第2項)

- ・平成30年4月25日(水)
浜松市奨学生選考委員会 開催(選考委員4人)
委員：花井和徳(教育長)、渥美利之(教育委員)、黒柳敏江(教育委員)、伊熊規行(学校教育部長)
- ・成績優秀者及び所得等の家庭状況を考慮し、大学生等については47人の申請者から42人を選考し、高校生については1人の申請者から1人を選考

3 選考結果

(1) 大学生等

(単位：人)

区分	大 学				専門学校		大学院	短期大学	合計	参考 H29実績
	1年	2年	3年	4年	1年	2年	1年	1年		
申請者	34	6	1	1	2	1	1	1	47	59
採用者	29	6	1	1	2	1	1	1	42	52

(2) 高校生

(単位：人)

区分	高等学校	合計	参考 H29実績
	1年		
申請者	1	1	0
採用者	1	1	0

4 継続貸与

- ・平成29年度以前からの継続貸与希望者の審査を行い、113人の継続貸与を決定

平成30年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

教育総務課

平成30年5月1日現在、行政区ごとの放課後児童会登録児童数及び待機児童数は、表1のとおりです。登録児童及び待機児童について学年別に集計したものが表2及び表3です。

待機児童数は、受入できなかった児童のうち、引き続き入会希望を継続している児童の数です。

表1 行政区ごとの登録児童数及び待機児童数 (各年5月1日現在)

区	平成29年				平成30年					
	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	④待機 児童数	① 箇所数	②登録 児童数	③ 定員	前年比	④待機 児童数	前年比
中区	35	1,537	1,599	123	37	1,624	1,699	100	97	△26
東区	23	1,007	1,061	75	23	1,029	1,069	8	81	6
西区	19	881	925	47	19	911	945	20	24	△23
南区	17	678	754	23	17	687	754	0	47	24
北区	17	739	779	67	17	743	779	0	59	△8
浜北区	17	885	914	57	17	926	924	10	47	△10
天竜区	4	113	129	0	4	109	129	0	0	0
総計	132	5,840	6,161	392	134	6,029	6,299	138	355	△37

※定員割れしている児童会があり、区ごとに集計していることから、③>②でも待機児童が生じる。
※児童の利用状況等により、定員を超えて登録を行う場合がある。

表2 行政区ごとの学年別登録児童数 (平成30年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	590	569	328	115	21	1	1,624
東区	381	349	222	60	14	3	1,029
西区	305	266	227	95	16	2	911
南区	262	235	143	36	11	0	687
北区	254	258	152	57	17	5	743
浜北区	317	266	163	96	61	23	926
天竜区	26	31	20	22	8	2	109
総計	2,135	1,974	1,255	481	148	36	6,029

表3 行政区ごとの学年別待機児童数 (平成30年5月1日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
中区	14	9	38	23	10	3	97
東区	9	10	32	28	2	0	81
西区	1	2	10	6	4	1	24
南区	3	4	23	12	5	0	47
北区	6	7	23	18	4	1	59
浜北区	7	2	10	11	12	5	47
天竜区	0	0	0	0	0	0	0
総計	40	34	136	98	37	10	355

平成29年度における学校施設等の被害状況について

学校教育部 教育施設課
 こども家庭部 幼児教育・保育課

平成29年度において、幼稚園・小学校・中学校で発生した自然災害等を除く施設被害の状況を下記のとおり取りまとめましたので、その結果を報告します。

1 発生件数

月別、幼・小・中別発生件数

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27	幼稚園													0
	小学校	2		2	2	1		3	1		1	1	1	14
	中学校	2					2		1			2	1	8
	発生件数	4	0	2	2	1	2	3	2	0	1	3	2	22
28	幼稚園		1	1										2
	小学校		1	2		1			3	4	1	1	1	14
	中学校		2		1			1			2	2	1	9
	発生件数	0	4	3	1	1	0	1	3	4	3	3	2	25
29	幼稚園	1					1		1	1		1		5
	小学校	1		1	5	1	2	3	3		2	1		19
	中学校	1							1			2	3	7
	発生件数	3	0	1	5	1	3	3	5	1	2	4	3	31

種別件数（重複あり）

年度	ガラス破損	器物破損	車両による破損	落書き	不法侵入	その他	合計
27	12	11	7	2	14		46
28	13	12	8	1	13	1	48
29	14	17	9	3	17		60

加害者の特定等

年度	判明	不明	合計	被害総額 (市による補修額)
27	8	14	22	約44万円
28	12	13	25	約45万円
29	12	19	31	約93万円

※金額は、判明分のみ

区別発生件数

年度	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	合計
27	5	2	5	4	5	1		22
28	14	2	3	2	1	2	1	25
29	5	4	9	2	5	3	3	31

平成29年度教職員の体罰・不適切な言動に関する調査結果について

教職員課

I 体罰に関する調査

1 調査方法

(1) 調査期間

① 第1次調査

- ・期 間 平成29年4月1日から平成29年11月30日
- ・依 頼 先 小中学校長、市立高等学校長
- ・依頼内容 保護者、児童生徒、教職員へのアンケート実施（翻訳付）

② 第2次調査

- ・期 間 平成29年12月1日から平成30年3月31日
- ・依頼内容 第1次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を平成30年3月31日まで随時報告

(2) 実態把握及び報告の内容

- ① 平成29年11月30日付で、浜松市立小中学校長・市立高等学校長あてに体罰に係る調査を依頼した。体罰の実態等を把握し、体罰の発生件数・発生状況等について報告を求めた。
- ② 体罰に関する考え方については、平成19年2月5日付、初等中等局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）における「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」による。
- ③ アンケート調査の詳細について
児童生徒はもちろんのこと、保護者及び教職員も対象にして実施した。また、アンケートの回収、集計等に当たっては、情報の取扱に配慮しつつ第三者（学校評議員やPTA役員等）の参画を求め、正確に実態を把握するよう手だてを工夫した。
- ④ アンケートは氏名欄を設けたが自由記述とした。（所属学年、学級は記入）

2 調査結果

(1) 第1次調査及び第2次調査の結果

① 報告件数

（ ）は平成28年度

小学校						中学校			合計
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
1	3	1	1	3	6	5	8	2	30 (37)
(4)	(1)	(3)	(1)	(2)	(3)	(10)	(10)	(3)	
15(14)						15(23)			

※ 市立高校は0件

※ 件数であり、被害児童生徒の人数ではない。1件の発生に際して、被害児童生徒の学年がまたがった場合は、下の学年の発生に計上している。

② 第1次調査・第2次調査の報告件数及び該当教員数 () は平成28年度

校種	小学校	中学校	合計
件数	15件(14)	15件(23)	30件(37)
教員数	13人(13)	14人(16)	27件(29)
年齢内訳	20代	0人(2)	4人(2)
	30代	2人(3)	3人(6)
	40代	2人(0)	2人(4)
	50代	8人(6)	5人(4)
	60代	1人(2)	0人(0)

③ 事案の状況(件数) () は平成28年度

小学校				中学校			
場面		場所		場面		場所	
授業中	8(10)	教室	8(9)	授業中	6(4)	教室	2(5)
放課後	0(0)	職員室	0(0)	放課後	0(2)	職員室	0(0)
休み時間	4(3)	運動場体育館	4(3)	休み時間	1(2)	運動場体育館	10(15)
部活動	0(0)	教材室	0(1)	部活動	8(15)	教材室	0(0)
ホームルーム	0(0)	廊下階段	2(0)	ホームルーム	0(0)	廊下階段	2(1)
学校行事	0(0)	その他	1(1)	学校行事	0(0)	その他	1(2)
その他	3(1)			その他	0(0)		
合計	15(14)	合計	15(14)	合計	15(23)	合計	15(23)

3 教職員課の措置

小中学校から30件の報告があり、内容を精査した結果、いずれも児童生徒及び保護者への説明や謝罪等で理解を得ていることや校長による厳重注意等の指導を行っており、教育委員会として懲戒処分とする事案はなかった。

4 体罰の根絶に向けた取組

(1) 通知文の送付

- ① 「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」
(25文科初第574号<平成25年8月9日>)
- ② 「夏季休業期間中における学校施設等の管理及び教職員の服務について(通知)」
(教職員課 平成29年7月5日)

(2) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談を行い、各学校における取組状況や今後の方策について確認し、全体会において、体罰の禁止について教職員に対して直接指導した。

(3) 研修会等の実施

- ① 校長会議における管理職への注意喚起(平成29年10月24日)
- ② 初任者研修や職務別研修等において、教職員課の担当者が注意喚起を行い、教職員の意識向上を図った。

(4) 管理職による継続した指導の実施

全教職員との面談及びコンプライアンス・セルフチェックシートを活用した倫理研修を各校で実施した。

Ⅱ 不適切な言動に関する調査

1 不適切な言動についての考え方

心の教育を推進する本市にとって、子供に対する誤った指導により、心に傷を負わせ、子供・保護者と教職員との信頼関係を崩してしまうことは絶対に避けなければならないという考えにたち、「不適切な言動」を以下のように定義する。

◇ 子供への優位性を背景に、適正な指導の範囲を超え、子供に対し著しく精神的な苦痛を繰り返し与えるもの

- * 1 子供の人格や人権への配慮を欠いた言動
- * 2 高圧的・威圧的な指導に終始した言動
- * 3 発達段階への適切な配慮を欠いた言動

体罰調査とは別に実施するものであり、体罰と不適切な言動が同時に発生した場合は、それぞれに報告する。

2 調査方法

(1) 調査期間

平成 29 年度が 4 年目の調査となり、期間は体罰調査と同時期に実施した。

① 第 1 次調査

- ・期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日
- ・依頼先 小中学校長、市立高等学校長

② 第 2 次調査

- ・期 間 平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
- ・依頼内容 第 1 次調査以降、学校が把握した事案や児童生徒、保護者から訴えのあった事案を平成 30 年 3 月 31 日まで随時報告

(2) 実態把握及び報告の内容

平成 29 年 11 月 30 日付、浜松市立小中学校長・市立高等学校長あてに不適切な言動に係る調査を依頼した。不適切な言動の実態等を把握し、発生件数・発生状況等について報告することとした。

3 調査結果

(1) 第 1 次調査及び第 2 次調査の報告件数および該当教員数

発生日時が異なると別の事案として計上した。() は平成 28 年度

校 種	小学校	中学校	合計	
件 数	20 件 (14)	16 件 (29)	36 件 (43)	
教員数	18 人 (11)	15 人 (25)	33 件 (36)	
年 齢 内 訳	20 代	2 人 (2)	2 人 (7)	4 件 (9)
	30 代	1 人 (3)	4 人 (4)	5 件 (7)
	40 代	3 人 (3)	4 人 (5)	7 件 (8)
	50 代	9 人 (2)	4 人 (9)	13 件 (11)
	60 代	3 人 (1)	1 人 (0)	4 件 (1)

※ 市立高校は 0 件

※ 複数回にわたり同じ教員が不適切な言動をとっているため、発生件数と教員数は一致しない。

(2) 事案の状況 (件数) () は平成 28 年度

小学校				中学校			
場面		場所		場面		場所	
授業中	13(9)	教室	16(10)	授業中	4(11)	教室	5(12)
放課後	0(0)	体育館他	0(2)	放課後	3(3)	体育館他	9(11)
休み時間	1(1)	その他	4(2)	休み時間	0(7)	職員室	1(1)
部活動	0(0)			部活動	6(6)	廊下	0(2)
ホームルーム	0(0)			ホームルーム	0(0)	その他	1(3)
その他	6(4)			スマホ(SNS)	0(0)		
				その他	3(2)		
合計	20(14)	合計	20(14)	合計	16(29)	合計	16(29)

(3) 言動の内容及び状況 (件数) () は平成 28 年度

小学校				中学校			
言動の内容		被害の状況		言動の内容		被害の状況	
命	0(0)	心身の不安	17(12)	命	0(0)	心身の不安	15(22)
人権	1(0)	登校しぶり	0(0)	人権	2(5)	登校しぶり	0(1)
暴言	11(14)	不信感	2(2)	暴言	13(24)	不信感	1(4)
軽率な行為	3(0)	影響なし	1(0)	軽率な行為	0(0)	影響なし	0(2)
その他	5(0)			その他	1(0)		
合計	20(14)	合計	20(14)	合計	16(29)	合計	16(29)

4 教職員課の措置

小中学校から 36 件の報告があり、内容を精査した結果、いずれも児童生徒及び保護者への説明や謝罪等で理解を得ていることや校長による嚴重注意等の指導を行っており、教育委員会として懲戒処分とする事案はなかった。

5 不適切な言動の根絶に向けた取組

(1) 教職員課による学校訪問

校長面談や教頭面談で各学校における取組状況や今後の方策について確認し、全体会において、不適切な言動の禁止について教職員に直接指導した。

(2) 研修会等の実施

- ① 校長会議における管理職への注意喚起 (平成 29 年 10 月 24 日)
- ② 初任者研修や職務別研修等において、教職員課の担当者が注意喚起を行い、教職員の意識向上を図った。

(3) 管理職による継続した指導の実施

全教職員との面談及びコンプライアンス・チェックシートを活用した倫理研修を各校で実施した。

平成31年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について

教職員課

1 平成30年度採用選考試験からの主な変更点

- (1) 選考試験を行う区分に「発達支援推進教員」を新設。
- (2) 5年以上の臨時講師等(浜松市立小・中)経験者は、1次試験を面接と適性検査のみに。
- (3) 小学校教科専門試験の選択教科に外国語活動を追加。

2 志願状況

	小学校	中学校											【新設】 発達支援推進			養護	総計	昨年度からの増減		
		国	社	数	理	音	美	体	技	家	英	計	小	中	計					
単純出願数(第1希望者数)	246	23	42	33	22	14	4	65	1	3	24	231	6	5	11	48	536			
昨年度からの増減	△34	8	△9	0	0	6	1	1	△1	△1	△1	4				△2	△21			
現住所	浜松市内	145	11	24	23	11	7	2	45			15	138	5	1	6	34	323	△30	
	浜松市外(県内)	29	3	3	2	5	3		4			1	21				4	54	4	
	県外	東海三県	33	6	5	2	2	2		8	1	2	3	31		1	1	7	72	8
		その他	39	3	10	6	4	2	2	8		1	5	41	1	3	4	3	87	△3
年齢	20-24歳	151	13	21	13	13	6	1	42		2	12	123	3	1	4	26	304	1	
	25-29歳	53	4	14	12	8	5	1	18			7	69	2	1	3	16	141	△20	
	30-34歳	24	2	5	6		3	1	4	1		2	24		3	3	2	53	0	
	35-39歳	10	1		1				1			2	5				2	17	△4	
	40歳代	5	2	1	1	1					1	1	8	1		1	2	16	1	
	50歳代	3	1	1									2					5	1	
職業区分	学生	108	11	12	8	8	4	2	27		2	8	82	1	1	2	11	203	3	
	常勤講師	122	9	22	21	12	8	2	26			11	111	3	2	5	26	264	△12	
	非常勤講師	3	2	3	3	1			6			1	16				7	26	△8	
	他自治体現職教諭	6		3		1			1				5		1	1		12	△2	
	民間企業勤務	3					1			1		2	4	1	1	2		9	2	
	その他	4	1	2	1		1		5		1	2	13	1		1	4	22	△4	
小中併発併	併願者数(第2希望者数)	31	5	8	5	3	2		4	1		3	31					62	△10	
	併願者数(第2希望者数)	5		2					1				3	7	7	14		22		
志願総数(第1希望+第2希望)	282	28	52	38	25	16	4	70	2	3	27	265	13	12	25	48	620	△9		

平成29年度問題行動、不登校及びいじめの実態について

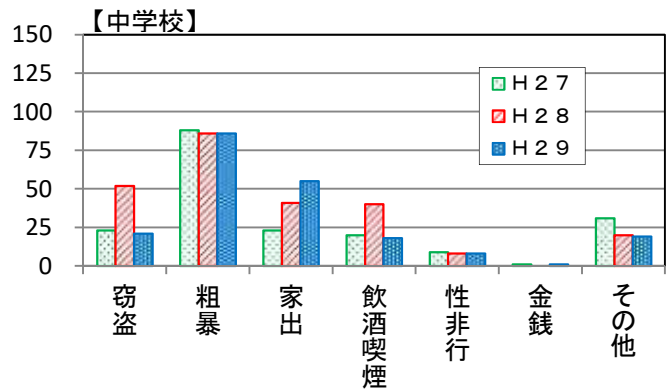
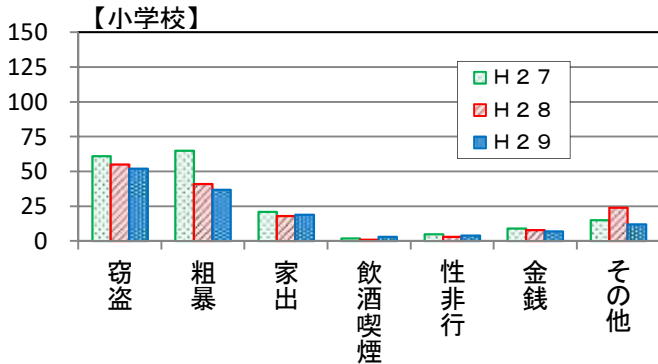
指導課

1 問題行動

〈問題行動発生件数【指導課問題行動報告集計より】〉

年度	校種	窃盗	粗暴	家出	飲酒喫煙	性非行	金銭	その他	小計	合計
H27	小	61	65	21	2	5	9	15	178	373
	中	23	88	23	20	9	1	31	195	
H28	小	55	41	18	1	3	8	24	150	397
	中	52	86	41	40	8	0	20	247	
H29	小	52	37	19	3	4	7	12	134	342
	中	21	86	55	18	8	1	19	208	

「その他」の内訳は、「不健全娯楽遊び」、「ネットトラブル」、「建造物侵入」、「火遊び」などである。

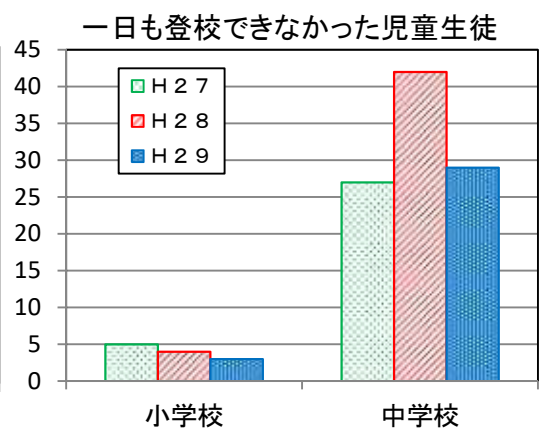
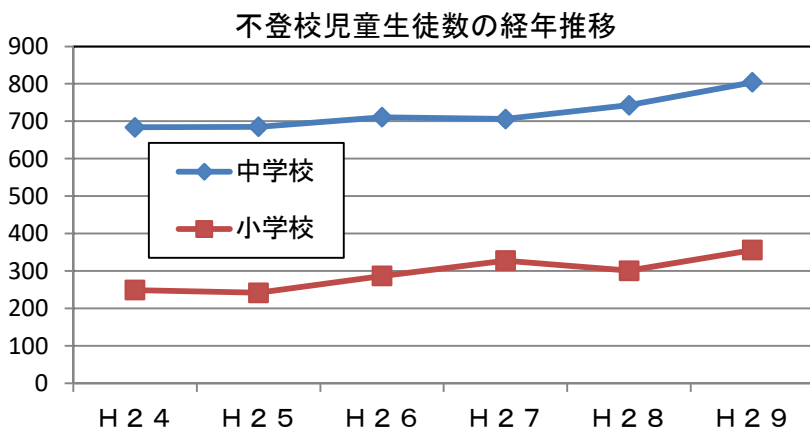


- 傾向
- ・小学校は、発生件数が昨年度より11%減少している。いずれの項目においても減少傾向であるが、「家出」が微増している。
 - ・中学校は、発生件数が昨年度より16%減少している。「窃盗」「飲酒喫煙」は大幅に減少しているが、「家出（無断外泊・深夜徘徊）」が増加傾向にある。

- 対応
- ・問題行動に対して、学校だけでなく、家庭や地域及び警察等の関係機関との連携をより強くして、児童生徒への指導支援に努める。
 - ・学校では、教職員全体で生徒指導体制を構築するとともに、児童生徒の規範意識の伸長を促す生徒指導を進めていく。

2 不登校

〈不登校児童生徒数・一日も登校できなかった児童生徒数【指導課定期調査より】〉



年度	校種	不登校児童生徒数	不登校児童生徒出現率	一日も登校できなかった児童生徒数
H27	小	328	0.75%	5
	中	706	3.35%	27
H28	小	301	0.70%	4
	中	743	3.54%	42
H29	小	356	0.82%	3
	中	804	3.87%	29

- 傾向 ・不登校児童生徒数は、前年度比小学校では約18%増加、中学校では約8%増加している。
 ・一日も登校できなかった児童生徒数は、小・中学校ともに減少している。
 ・小学校は「家庭に係る状況」、中学校は「無気力」「友人関係」が主な要因である。
- 対応 ・月欠席3日で「不登校のサイン」、月欠席5日で「不登校の状態」と考え、教職員が本人や保護者と関わり合い、初期段階から積極的に対応していく。
 ・学校ではサポートチームを結成し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療等の専門的な見立てを学校の支援に生かしながら対応していく。
 ・適応指導教室（8教室）や校内適応指導教室等への通級を促し、一日も出席できない児童生徒の減少を継続して進めていく。

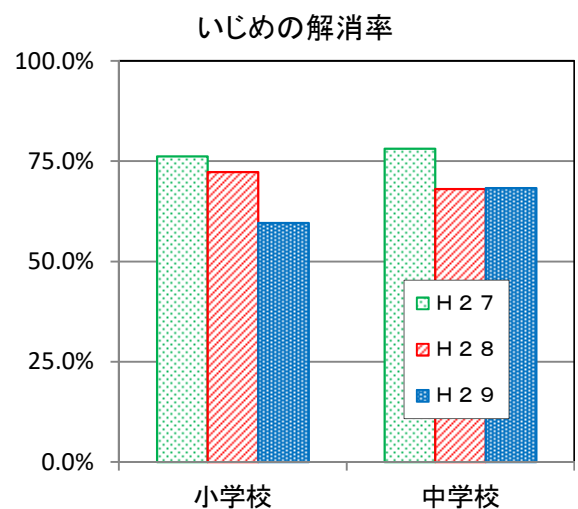
不登校の定義

- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。
- ・上記の定義に当てはまり、年間30日以上欠席した児童生徒の数を調査統計する。

3 いじめ

〈いじめの認知件数・解消件数・解消率【指導課定期調査より】〉

年度	校種	認知件数	解消件数	解消率
H27	小	854	651	76.2%
	中	549	429	78.1%
H28	小	860	622	72.3%
	中	589	401	68.1%
H29	小	851	507	59.6%
	中	546	373	68.3%



- 傾向 ・小・中学校ともに、認知件数に大きな変化は見られない。解消率は、低下している。これは、安易に「解消」と判断せずに、日常的な観察を継続しているためである。
 ・いじめの態様について、「冷やかしの悪口」が多く、全体の半数を占めている。
- 対応 ・「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、いじめを許さない学校づくりを進め、児童生徒による小さなサインを見逃さないよう生徒理解に努める。
 ・初期段階のものも含めて積極的にいじめを認知し、校内の「いじめ対策委員会」を中心として、早期対応を進めていく。

いじめとは

- ・「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
【いじめ防止対策推進法 平成25年6月制定】
- ・「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の立場（主観主義）に立って、「いじめられていると感じる」ものをすべて、認知数として調査している。
- ・「いじめの解消」とは、いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）し、被害者が心身の苦痛を感じていないことが条件である。

平成29年度園児・児童・生徒の交通事故状況と不審者情報について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 交通事故状況（学校から報告のあった件数）

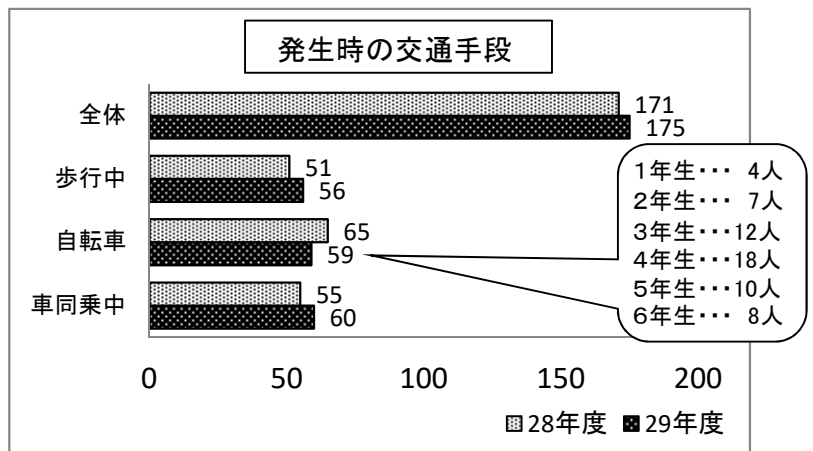
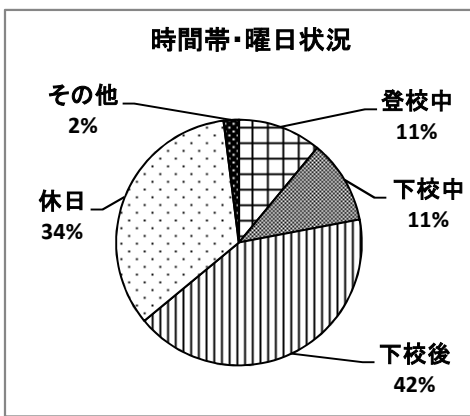
(1) 園児・児童・生徒別件数

(単位：件)

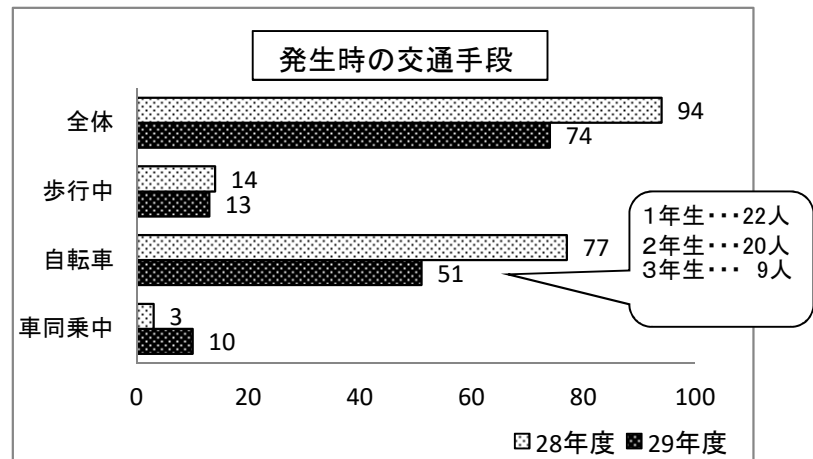
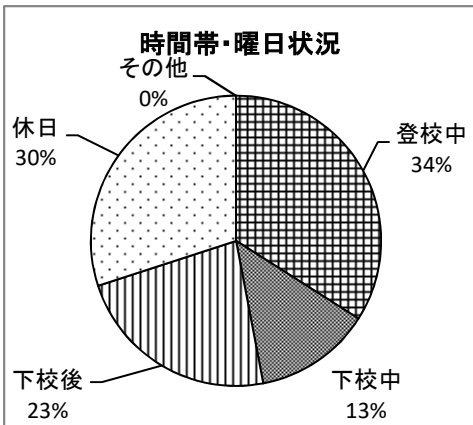
年度	園児	児童	生徒	合計
27年度	1	208	93	302
28年度	0	171	94	265
29年度	0	175	74	249

(2) 児童・生徒別の発生実態

① 児童について



② 生徒について



2 不審者状況（学校から報告のあった件数）

(単位：件)

年度	学校侵入	登下校中				計	登下校中以外				計	合計
		声掛け等	接触	露出	その他		声掛け等	接触	露出	その他		
27年度	0	26	4	2	2	34	8	6	2	2	18	52
28年度	0	28	7	6	4	45	15	2	3	5	25	70
29年度	0	25	10	5	0	40	11	5	1	1	18	58

平成29年度通学路整備要望調査について

健康安全課
幼児教育・保育課

1 校種別要望数比較

(単位：件)

	南土木整備事務所			北土木整備事務所	東・浜北土木整備事務所		天竜土木整備事務所	浜松中央署	浜松東署	浜北署	細江署	天竜署	その他	合計
	中区	西区	南区	北区	東区	浜北区	天竜区							
幼稚園			2			3	1		1	1				8
小学校	15	8	10	15	11	5	4	9	19	6	10	1		113
中学校	1	3		4		6		3	2	1	2			22
小中一貫校				2				2			2			6
合計	16	11	12	21	11	14	5	14	22	8	14	1	0	149

2 整備要望に対する対応比較

(単位：件)

	11月までに対応	12月～3月までに対応	次年度以降に対応予定	地元の同意、用地買収等の条件により対応可	庁内関係機関と協議して対応策を検討	警察主体で対応していくもの	現状の基準等では対応が困難	合計
平成25年度	53 (28%)	29 (15%)	19 (10%)	26 (14%)	5 (3%)	2 (1%)	54 (29%)	188
平成26年度	53 (39%)	16 (12%)	28 (21%)	8 (6%)	5 (4%)	0 (0%)	25 (18%)	135
平成27年度	23 (18%)	31 (24%)	12 (10%)	7 (6%)	22 (17%)	10 (8%)	22 (17%)	127
平成28年度	64 (40%)	41 (25%)	24 (15%)	4 (3%)	5 (3%)	2 (1%)	21 (13%)	161
平成29年度	39 (26%)	44 (30%)	10 (7%)	2 (1%)	6 (4%)	13 (9%)	35 (23%)	149

3 平成29年度整備対応について

(単位：件)

	南土木整備事務所			北土木整備事務所	東・浜北土木整備事務所		天竜土木整備事務所	浜松中央署	浜松東署	浜北署	細江署	天竜署	その他	合計
	中区	西区	南区	北区	東区	浜北区	天竜区							
11月までに対応	3	6	9	4	7	1	2	2	3	2				39
12月から3月までに対応	8	2	2	10	3	12	2	2	2	1				44
29年度対応合計数	11	8	11	14	10	13	4	4	5	3	0	0	0	83

◇主な対応内容

「注意喚起の標識・看板設置、路面標示等」22件 「グリーンベルトの設置」17件
「横断歩道・歩道の設置や移動」11件 「道路拡張・改良工事(路側帯・舗装等)」7件
「信号機の新設・移動・改良(時間延長)」5件 「側溝への蓋の設置」7件
「交通規制・一時停止の実施」4件 「道路照明灯の設置」3件 「その他」7件

4 次年度以降整備対応予定

(単位：件)

	南土木整備事務所			北土木整備事務所	東・浜北土木整備事務所		天竜土木整備事務所	浜松中央署	浜松東署	浜北署	細江署	天竜署	その他	合計
	中区	西区	南区	北区	東区	浜北区	天竜区							
信号機の新設											1			1
注意喚起の看板、路面表示・道路形態の変更	2			1										3
車両の交通規制											1			1
カーブミラーの設置							1							1
側溝への蓋の設置				1										1
横断歩道や歩道の新設				2				1						3
合計	2	0	0	4	0	0	1	1	0	0	2	0	0	10

5 「その他の整備対応」「現状の基準では整備対応が困難」について

(単位：件)

	南土木整備事務所			北土木整備事務所	東・浜北土木整備事務所		天竜土木整備事務所	浜松中央署	浜松東署	浜北署	細江署	天竜署	その他	合計
	中区	西区	南区	北区	東区	浜北区	天竜区							
地元の同意、用地買収等の条件により対応可					1	1								2
庁内関係各機関と協議して対応策を検討		2		1		1			2					6
警察主体で対応していくもの								6	2	2	3			13
現状の基準等では対応が困難	4		3	2	1			3	14	2	5	1		35
合計	4	2	3	3	2	2	0	9	18	4	8	1	0	56